

第10回 名寄市農業委員会総会（令和7年11月）会議録

日 時 令和7年11月28日（金）

午後1時30分 開始

午後2時28分 終了

開催場所 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1	土地の現況証明願いについて	4件	承認
第3	議案第2	設定された権利の合意解約について	11件	承認
第4	議案第3	農用地利用集積等促進計画案の提出について	14件	承認
第5	議案第4	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	5件	承認
第6	議案第5号	農用地の買入れ協議に係る要請について	2件	承認
第7	議案第6号	農地法第4条の規定に係る許可申請について	1件	承認
第8	議案第7号	令和8年度名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見について	1件	承認
第9	報告第1号	農地法第5条転用工事完了報告	1件	

第10回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

1番 飯村規峰	11番 横田浩二	19番 村中洋一
2番 小川和則	12番 越孝則	20番 北野雅嗣
3番 又村裕司	13番 沼田清憲	21番 藤野修一
4番 山上瞳	14番 住田美紀	22番 新田司
5番 上手浩幸	15番 林秀典	23番 小田桐正彦
6番 竹部裕二	16番 菅原一徳	24番 伊藤貴美
8番 南原政幸	17番 菊池愛子	25番 安達啓治
10番 高橋尚幹	18番 清水康史	27番 菅野真記子

欠席

7番 鈴木康裕 9番 鈴木英二 26番 中野寿子

第10回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和7年11月28日(金) 午後1時30分
会 場 名寄市役所風連庁舎 3階 中会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは、令和7年第10回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶
をいただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和7年第10回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日、委員定数27名中、委員24名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3
項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、8番
南原委員、10番 高橋委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、南原委員、高橋委員に決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
番号45番は村中代理から意見がありますので席移動につき暫時休憩といたします。
(13:32)

議 長： 議事を再開いたします。(13:32)
事務局の説明を求めます。

鈴木主任： (議案第1号 番号45番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号45番について説明します。今月7日に私と鈴木英二委員、清水委
員、事務局で現地へ確認に行きました。所在については地図の7ページをご覧ください。中
央にピンクマーカーで緑丘があります。その上付近に所在地があります。畑として管理さ
れていることを確認いたしました。ご審議の程よろしく願いします。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号45番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号45番は原案のとおり証明することに決定いたしました。席移動のため暫時休憩といたします。（13：35）

議 長： 議事を再開いたします
続きまして、**番号46番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任：（議案第1号 番号46番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 11番 横田です。番号46番について説明します。所在については、地図の9ページをご覧ください。道道下川風連線と御料四線があり、交差するところから右下に1cm程の付近が所在地となります。今月4日に私と飯村委員、林委員、事務局で確認しました。住宅前の小さな土地で雑草が生えており非農地であることを確認しました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号46番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号46番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号47番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任：（議案第1号 番号47番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

藤野委員： はい。

議 長： 藤野委員。

藤野委員： 21番 藤野です。番号47番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央に黄色のマーカーで二十二線とあり、「十」の文字の左1線横付近が所在地となります。私と沼田委員、新田委員、事務局で非農地であることを確認しました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、藤野委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号47番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号47番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、番号48番は私から意見がありますので、席移動につき暫時休憩といたします。（13：39）

議 長： 議事を再開いたします。（13：39）
番号48番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任：（議案第1号 番号48番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号48番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。黄色マーカーで二十六線とあり、西一号と西二号の中間地点と交わる下側付近が所在地となります。今月14日に私と菅原委員、新田委員、事務局で雑草が生えており農地でないことを確認しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号48番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号48番は原案のとおり証明することに決定いたしました。
暫時休憩といたします。（13：41）

議 長： 議事を再開いたします。（13：41）

議 長： 続きまして、日程第3、議案第2号「設定された権利の合意解約について」を議題に供します。番号24番から番号34番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第2号 番号24番から番号34番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。番号24番から番号34番を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号24番から番号34番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第4、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の提出について」を議題に供します。売買の審査を行います。番号48番、番号49番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第3号 番号48番から番号49番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号48番、番号49番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号48番、番号49番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、番号50番、番号51番は村中代理から意見がありますので席移動につき暫時休憩といたします。（13：49）

議 長： 議事を再開いたします。（13：49）
番号50番、番号51番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第3号 番号50番、番号51番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号50番、番号51番について説明します。10月21日に私と、鈴木英二委員、中野委員、事務局であっせん委員会を開催しました。所在については、地図の7ページをご覧ください。中央下にピンクマーカーで緑丘があります。その周辺付近が所在地となります。地域での協議により〇〇〇〇さんに農地を買受けていただきました。価格については、区画整備されており条件が良いところは田反当り150,000円、住宅回りが90,000円、条件の良いところは畑反当り60,000円、条件の悪いところで畑20,000円で両者合意の上売買となりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号50番、番号51番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号50番、番号51番を原案のとおり決定することにいたしました。席移動につき暫時休憩といたします。（13：54）

議 長： 議事を再開いたします。(13:54)
続きまして、番号52番、番号53番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第3号 番号52番、番号53番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

南原委員： はい。

議 長： 南原委員。

南原委員： 8番 南原です。番号52番、番号53番について説明します。11月6日に私と、越委員、北野委員、事務局であっせん委員会を開催しました。所在については、地図の6ページをご覧ください。左上に親和ICとあります。その付近が所在地となります。買手は現在賃貸で耕作している〇〇〇〇さんとなりました。地域の協議での結果、価格については畑反当り110,000円で両者合意の上売買となりました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、南原委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号52番、番号53番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号52番、番号53番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、番号54番から番号56番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第3号 番号54番から番号56番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 22番 新田です。番号54番から番号56番について説明します。11月4日に私と、沼田委員、藤野委員、事務局であっせん委員会を開催しました。最初に番号54番の所在については、地図の8ページをご覧ください。中央下に黄色のマーカで西二号があります。西二号が、二十三線と二十四線の間と交わる付近が所在地となります。〇〇〇〇さんの規模縮小に伴う売買案件です。地域の協議での結果、価格については、長年転作田として利用していたことや暗渠がない等を踏まえ、地域の平均より低い田反当り210,000円で両者合意の上売買となりました。続きまして、番号55番、56番の所在については、中央に黄色マーカで二十四線があり、そこと西一号が交わる付近が所在地となります。価格については、暗渠がなく一部変型地があるところは田反当り210,000円、暗渠がなく整備が必要なところは220,000円、230,000円となりました。審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号54番から番号56番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号54番から番号56番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、番号57番から番号58番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第3号 番号57番から番号58番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 5番 上手です。番号57番、番号58番について説明します。11月4日に私と、藤野委員、伊藤委員、事務局であつせん委員会を開催しました。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央上に黄色マーカー二十二線があります。そこから東に進み、東二号を超えた付近が所在地となります。牧草が耕作されており、現在まで管理がされておらず、原状復帰に時間や費用が掛かることから、価格については田反当り70,000円となっております。両者合意の上売買となりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、上手委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号57番、番号58番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号57番、番号58番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、番号59番から番号61番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第3号 番号59番から番号61番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

横田委員： はい。

議 長： 横田委員。

横田委員： 11番 横田です。番号59番から番号61番について説明します。11月4日に私と、飯村委員、林委員、事務局であつせん委員会を開催しました。所在については、地図の9ページをご覧ください。中央にピンクマーカーで日進があります。その南側の六線と書かれた付近が1つめの所在地となります。2つ目は、右下に黄色マーカーで御料十二線がありその周辺が2つ目の所在地となります。価格については、過去の地域での売買価格を参考とし、番号59番は、牧草地であることを考慮し、畑当たり15,000円、20,000円、25,000円となりました。番号61番については、木が入り込んでいることを考慮し、田当たり70,000円、畑当たり20,000円、33,000円、36,000円、40,000円となりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、横田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号59番から番号61番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号59番から番号61番を原案のとおり決定することになりました。

議 長： 以上をもって、議案第3号農用地利用集積等促進計画案の提出については、全て決定され、農業委員会の意見を附して、北海道農業公社に計画策定要請を行うこととします。

議 長： 続きまして、日程第5、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。番号8番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任： (議案第4号 番号8番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

上手委員： はい。

議 長： 上手委員。

上手委員： 5番 上手です。番号8番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央に黄色のマーカーで二十二線とあり、東四号と交わる所を南に少し下がった東側付近が所在地となります。本件は経営者の変更に伴い贈与する案件となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、上手委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号8番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号8番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号9番**は私から意見がありますので、席移動につき暫時休憩といたします。
(14:12)

議 長： 議事を再開いたします。番号9番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任： (議案第4号 番号9番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号9番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央に黄色のマーカーで二十六線とあり、基線との交差点の南西付近が所在地となります。本件は離農した〇〇〇〇さんの残地を処分する案件となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号9番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号9番は原案のとおり決定いたしました。
席移動につき暫時休憩といたします。(14:45)

議 長： 議事を再開いたします。(14:45)
続きまして、**番号10番から番号12番まで**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任： (議案第4号 番号10番から番号12番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

伊藤委員： はい。

議 長： 伊藤委員。

伊藤委員： 24番 伊藤です。番号10番から番号12番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央右に黄色のマーカーで二十二線とあり、東九号と交わった東付近が番号10番の所在地となります。番号11番、番号12番については番号10番の道路を挟んで東付近が所在地となります。本件は〇〇〇〇さんが受手を指定し農地法3条で売買案件となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、伊藤委員より意見がありました。

ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号10番から番号12番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号10番から番号12番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第6、議案第5号「農用地の買入れ協議に係る要請について」**を議題に供します。**番号4番から番号5番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第5号 番号4番から番号5番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号4番から番号5番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号4番から番号5番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第7、議案第6号「農地法第4条の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。**番号3番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任： (議案第6号 番号3番を説明する。)

上手委員： 5番 上手です。番号3番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。中央にピンクのマーカで豊里とあり、右側付近が所在地となります。格納庫の建設に伴い既存畑を転用する案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、上手委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号3番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第8、議案第7号「令和8年度名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見について」**を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長： (議案第7号「令和8年度名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見について」を読み上げ説明する。)

議 長： 議案第7号「令和8年度名寄市農地利用最適化推進施策に関する意見について」の説明がありました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、議案第7号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって議案第7号は原案の通り決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第9、報告第1号「農地法第5条転用工事完了報告について」を議題に供します。番号2番について林委員より報告をお願いします。

林 委員： 15番林です。番号2番について報告いたします。今月〇〇〇〇から農機具格納庫が建設されたのを確認させていただきました。以上です。

議 長： 林委員から完了報告がありました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第10回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時28分 閉会)

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____